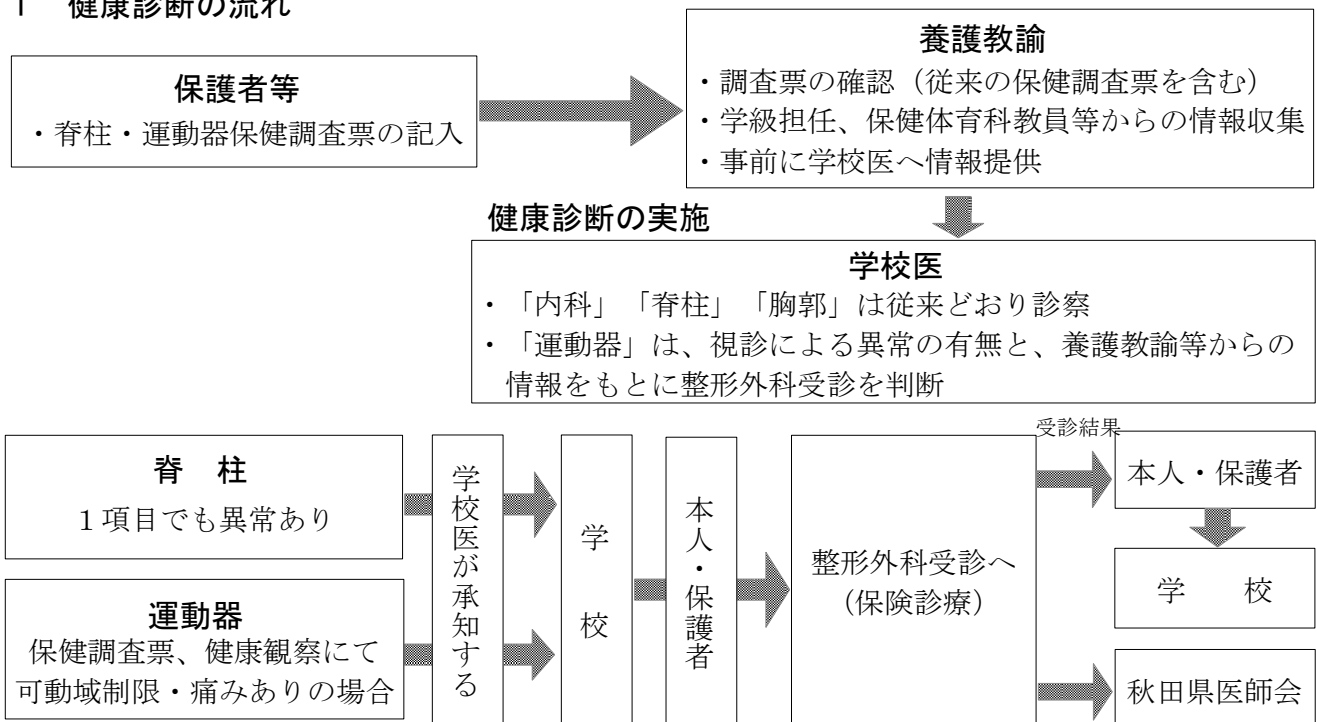


秋田県脊柱・運動器検診の手引き【2020年改訂】

1 健康診断の流れ



2 準備物

- (1) 様式1「脊柱・運動器保健調査票」(以下、調査票という): 保護者へ配付
- (2) [別紙]「脊柱・運動器保健調査票」を記入するにあたって: 保護者へ配付
- (3) 健康診断票(各市町村版に追加、または「児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂」104頁を参考)
- (4) 脊柱・運動器検診結果のお知らせ(脊柱)【様式2-①】・(運動器)【様式2-②】
- (5) 精密検査協力医療機関
- (6) 整形外科医より、秋田県医師会への報告(整形外科医が行う)

3 健康診断の実際

(1) 準備

① 保護者

- ・家庭における観察の結果を調査票に記入する。

② 養護教諭

- ・調査票を学級担任から配付してもらう。
- ・回収期日については各学校で決定する。
- ・保護者から提出された調査票が次の項目に該当する場合は、健康診断時に学校医へ伝える。
 - ア「脊柱(背中)の観察」で1つでも「あり」に○印がある場合
 - イ「四肢(運動器)の観察」で、
 - (ア) 該当した数字の合計点数が4点以上の場合
 - (イ) 1つでも2点の項目がある場合
 - (ウ) □に1つでも☑がある場合
- ・日常の健康観察において、気になることがある場合は情報を提供するよう、学級担任、保健体育科教員、部活動担当者等に依頼する。

- ・学級担任、保健体育科教員、部活動担当者等からの情報で、気になることがある場合は学校医に伝える。
- ・事前に学校医と打合せを行うことが望ましい。
- ③ 学級担任、保健体育科教員、部活動担当者等
 - ・日常の健康観察において、調査項目について気になる児童生徒がいる場合は、その都度、養護教諭に情報を提供する。
- ④ 学校医
 - ・事前に学校側と打合せを行うことが望ましい。

(2) 健康診断当日の進め方

- ① 養護教諭
 - ・保健調査票、脊柱・運動器保健調査票、学校での日常の健康観察等から整理された情報を、健康診断時に学校医に提供する。
 - ・入室時の姿勢、歩行の状態等に注意し、必要に応じて診察前に学校医にその情報を提供する。
- ② 学校医
 - ・内科健康診断時に、視診により入室時の歩き方、座り方に注意を払うとともに、従来どおり、「脊柱」「胸郭」健康診断を行う。
 - ・運動器に関しては、視診による異常の有無と、養護教諭等からの情報をもとに整形外科受診の判断を行う。なお、調査票については、次の情報を参考とする。
ア「脊柱(背中)の観察」で1つでも「あり」に○印がある場合
 イ「四肢(運動器)の観察」で、
 (ア) 該当した数字の合計点数が4点以上の場合
 (イ) 1つでも2点の項目がある場合
 (ウ) □に1つでも☑がある場合

4 事後措置

- (1) 学校
 - ・学校医から整形外科の勧めの判断があった児童生徒に対しては、「脊柱・運動器検診結果のお知らせ(脊柱)【様式2-①】・(運動器)【様式-②】」を配付し、保護者へ整形外科受診を勧める。その際、「精密検査協力医療機関」を参考にしてもらう。
 - ・夏休み終了日まで受診がない場合は、再度受診を勧める。
 - ・受診結果は、学校において、以後の運動や日常生活指導に役立てるようにする。
- (2) 整形外科医療機関
 - ・児童生徒が受診した際は、保険診療で診察を行う。
 - ・「二次検診結果」への捺印は省略とし、文書料は発生させない。
 - ・学校生活を送る上での注意事項がある場合は記入を行い、保護者に説明する。

5 参考資料

- (1) 「児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂」(公益財団法人日本学校保健会)
- (2) 「公益財団法人運動器の健康・日本協会」ホームページ (<https://www.bjd-jp.org/>)
- (3) 「改訂版 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き」(公益財団法人運動器の健康・日本協会編集・発行)

なお、秋田県教育委員会と秋田県医師会は、毎年度末に、問題点の把握につとめ、必要に応じて手引き等の改訂を行う。